

平成27年第3回田原市教育委員会定例会会議録

- 1 開会 平成27年3月13日 午後1時30分
- 2 閉会 平成27年3月13日 午後2時57分
- 3 会議に出席した委員
横田 威委員、金原真人委員、土井真紀江委員、嶋津隆文委員
- 4 会議に欠席した委員
山本明子委員
- 5 会議に出席した職員
教育部長 前田和宏
教育部次長兼教育総務課長 中村文紀
学校教育課長 山本克仁
文化生涯学習課長 鈴木淳一
スポーツ課長 大羽耕一
図書館長 豊田高広
文化生涯学習課主幹 増山禎之
教育企画室長 三竹雅雄
教育企画室主任 清水綾子
- 6 議事日程
別紙のとおり

田原市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成27年3月13日(金)
午後1時30分
場 所 北庁舎3階 302会議室

1 会議録署名者の指名

2 教育長報告事項

3 議題

- (1) 田原市文化財保護審議会委員の任命について
- (2) 田原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- (3) 田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (4) 田原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- (5) 田原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
- (6) 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- (7) 田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- (8) 田原市教育委員会教育長職務代理者指定規則を廃止する規則について
- (9) 田原市教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則を廃止する規則について
- (10) 田原市教育委員会表彰規則制定について
- (11) 田原市社会教育表彰規程を廃止する訓令について

4 報告事項

- (1) 教育委員連絡報告事項
- (2) 学校再編について
- (3) 田原市議会第1回定例会一般質問について
- (4) 田原市スポーツ振興計画について
- (5) 田原市生涯読書振興計画について

5 その他

	<p>開 会 午後 1 時30分</p>
委員長	<p>ご多用のところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>山本委員さんから欠席の連絡が入っています。</p> <p>ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達していますので、平成27年田原市教育委員会第3回定例会は成立いたしました。</p> <p>これより開会いたします。</p>
委員長	<p>それでは会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名者の指名をさせていただきます。</p> <p>今回の署名者として、土井委員と嶋津教育長のご兩名を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>議題に先立ち、教育長報告事項をお願いします。</p>
嶋津教育長	<p>実質的にはきょうが最後の定例会になるので、最初に皆さんにお礼を申し上げておきたいと思ひます。</p> <p>お世話になりました。ありがとうございました。</p> <p>4月から新しい教育長が任命され、すぐに市長選挙があり、全国的に注目されている首長と教育委員会の新しい関係をつくっていくという、そういう形でスタートします。総合教育会議ができて、市長と教育委員で教育の方針を決めていくという形になりますけれども、当面は教育大綱をどうするかという話になっています。</p> <p>今までどおり首長部局と教育委員会部局は情報交換しながらいい関係を持っていただくことが大事かなと思ひます。</p> <p>今後ともよろしくおつき合いをさせていただきたいと思ひます。本当にありがとうございました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの教育長報告事項につきまして、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>ご質問等もないようですので、教育長報告事項を終わりました、議題に入りたいと思ひます。</p>
文化生涯学習課主幹	<p>初めに、議案第5号 田原市文化財保護審議会委員の任命についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第5号 田原市文化財保護審議会委員の任命について、別紙に候補者名簿が掲げてございます。</p> <p>1人目は石井志津子さん。元教員で歴史を担当していただいております。再任でございます。</p> <p>もう1人は八木将勝さん。会社員で、自然の保護を担当していただいております。再任でございます。</p> <p>そして、加藤克己さん。元教員で歴史を担当しております。再任でございます。</p> <p>任期は、平成27年3月31日から平成29年3月31日までの2年間で</p>

<p>委員長 横田委員 文化生涯学習課主幹 委員長</p>	<p>ございます。</p> <p>説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>全員で何名いますか。</p> <p>全員で10名です。条例上では10名以内となっております。</p> <p>ほかにご質問はございますか。</p> <p>ほかにご質問がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号 田原市文化財保護審議会委員の任命について原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と言う者あり)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご異議がないようですので、議案第5号につきましては原案どおり可決いたしました。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>次に、議案第6号 田原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第6号 田原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてであります。</p> <p>提案理由につきましては、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、この規則の改正を行うものでございます。</p> <p>1枚はねていただきますと、第1条でございますが、第14条第2項を第15条第2項に改めるということでございますが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律で交付の手続を定めているわけですが、法律の条項が14条から15条になり、14条第2項から15条第2項に条ずれを改正するものでございます。</p> <p>それから、第2条につきましては、「委員長」という職がなくなりますので、「教育長」に改める。</p> <p>第3条中の「委員長」という言葉を、「委員長又は」及び「委員長印又は」を削るということでございます。</p> <p>平成27年4月1日から施行するものであります。</p>
<p>委員長</p>	<p>説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>ご質問等がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号 田原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と言う者あり)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご異議がないようですので、議案第6号につきましては、原案どおり可決いたしました。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>次に、議案第7号 田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第7号 田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則につ</p>

委員長

いてですが、これにつきましても議案第6号と同じように地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によるものでございます。

これも委員長職が4月1日からなくなるということで、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

新旧対照表を見ていただきますと、「委員長職務代理者の印」というものがございましたが、今度は「教育長職務代理者の印」という形で改正を行うものでございます。

説明が終わりました。ご質問等がございましたらお願いします。

それでは、ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第7号 田原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

委員長

ご異議がないようですので、議案第7号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第8号 田原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

議案第8号 田原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてですが、これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い規則の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

まず、条文中の「委員長」を「教育長」に改めるということで、委員長職がなくなりますので、それは全て教育長ということで改正をするものでございます。

第1条でございますが、これも会議規則の根拠が第15条でございましたが、新法では第16条のため、条ずれが生じることから改正するものでございます。

それから、第2条委員長の選挙等につきまして、委員長及び委員長職務代理者の選挙方法については、4月1日以降不要となるため削除するものでございます。

それから、会議の第2章第2条でございますが、「委員会委員」というような言い方をしておりますが、これは字句の修正をするものでございます。

裏面の第14条でございます。ここは会議録の公表ということで、現在うちの教育委員会は会議録を公表しておりますが、会議規則の中に規定を入れさせていただきました。

以上です。

委員長

説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。

私からいいですか。この会議規則は、委員さんがかわったときには出していただけるとありがたいなと思います。

委員長

それでは、お諮りいたします。

議案第8号 田原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてを原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

委員長

ご異議がないようですので、議案第8号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第9号 田原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

議案第9号 田原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則についてでございますが、これにつきましても地方教育行政の職務と運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

1枚はねていただきますと、条文中の「委員長」を「教育長」に改めるということでございます。

それから、第4条第5号中「外とう」を「コート」に改めるということで字句の修正を今回させていただこうと思います。

それから、第5条、第6条、第7条についても「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

委員長

説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。

委員長

それでは、お諮りいたします。

議案第9号 田原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

委員長

ご異議がないようですので、議案第9号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第10号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第10号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてということで、これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴う所要の改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、この第1条の見出しを事務の委任等に改め、第12号でございますが、第27条第1項を第26条第1項に改めというのは、これは旧法で定められております第27条第1項というのが教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する根拠ということで、旧法で第27条第1項であったものが新法では第26条第1項となっておりますので、条ずれが生ずることによる改正を行うものでございます。

それから、第2項、第3項は「教育長は緊急でやむを得ない事情が生じたときは前項に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる」ということで、教育長が臨時に事務を代行するというところでございます。

それから、第3項で「教育長は前2項の規定により委任された事務または臨時に代理した事務は事務の管理及び執行の状況について直近の教育委員会に報告する」という規定を追加するものでございます。

それから、第2条中の「決定にかからしめることができる」という表記がしてございますが、これは余り使われたいということで、「に付議するもの」とすると、今回、字句の修正をするものでございます。

平成27年4月1日から施行するものでございます。。

委員長

説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。

ご質問等もないようですので、お諮りいたします。

議案第10号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

委員長

ご異議がないようですので、議案第10号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第11号 田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

議案第11号 田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、これにつきましても地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

1枚はねていただきますと、第1条中第18条第2項及び第19条第2項を、第17条第2項及び第18条第2項に改めるということで、これについては教育委員会事務局の組織について、旧法では第18条第2項、第19条第2項に規定をされておりましたが、新法では第17条第2項及び第18条第2項となっておりますので、条ずれを改正するものでございます。

平成27年4月1日から施行するものでございます。

委員長

説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。

ご質問等もないようですので、お諮りいたします。

議案第11号 田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

委員長

ご異議がないようですので、議案第11号につきましては、原案どおり可決いたしました。

	次に、議案第12号 田原市教育委員会教育長職務代理者指定規則を廃止する規則について議題といたします。
	事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	議案第12号 田原市教育委員会教育長職務代理者指定規則を廃止する規則について、これにつきましても地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴い、規則を廃止するものでございます。
	教育長職務代理者については、法律の第13条第2項の規定によりますと、教育長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するということが規定されておりますので、この規則を廃止するものでございます。
委員長	説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。
嶋津教育長	4月から教育委員長がなくなりますが、教育長の職務代理者は誰になるのですか。
教育総務課長	教育委員の中から指名された委員が教育長職務代理になります。
委員長	そうすると常勤ですか。
教育総務課長	いえ、非常勤です。
委員長	いいですか。それでは、お諮りをいたします。
	議案第12号 田原市教育委員会教育長職務代理者指定規則を廃止する規則について原案どおり可決することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」と言う者あり)
委員長	ご異議がないようですので、議案第12号につきましては、原案どおり可決いたしました。
	次に、議案第13号 田原市教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則を廃止する規則について議題とします。
	事務局の説明をお願いします。
教育総務課長	議案第13号「田原市教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則を廃止する規則について」ということで、これにつきましても、田原市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例が一部改正され、平成27年4月1日に施行されることに伴い規則を廃止するものでございます。
委員長	説明が終わりましたが、ご質問等がありましたらお願いします。
	ご質問等がないようですので、お諮りいたします。
	議案第13号 田原市教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則を廃止する規則について原案どおり可決することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」と言う者あり)
委員長	ご異議がないようですので、議案第13号につきましては、原案どおり可決いたしました。
	次に、議案第14号 田原市教育委員会表彰規則制定について議題と

教育総務課長

いたします。

事務局、説明をお願いします。

議案第14号 田原市教育委員会表彰規則制定について、本日、追加で資料配付させていただきました。

これにつきましては、田原市の教育振興に貢献し、その功績の顕著な者に対する表彰に関し必要な事項を定めるもので、平成20年1月に田原市社会教育表彰規定という形で社会教育並びに文化の振興、スポーツの振興、青少年の健全育成、その他社会教育の振興という形で、社会教育表彰規定の中で功労賞、殊勲賞という形で今まで運用をしておりましたが、社会教育表彰規定ということだけでなく、教育委員会の表彰規則という形で運用していきたいということで、今回、規則の制定をお願いするものでございます。

中身は、1枚はねていただきますと、第1条「この規則は田原市の教育振興に貢献し、その業績の顕著な者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする」ということで、表彰の種類につきましては、功労賞、殊勲賞。この内容的なものについては、今までの社会教育表彰規定を継承して、手続的なものについても同じ形でやっていきたいと考えております。

それから、功労賞、殊勲賞の対象ということで、ここに規定をしておりますが、細かい運営については、現在の社会教育表彰規定の選考基準などにより、また定めていきたいと考えております。

それから、選考委員会、1枚はねてもらいますと10条でございますが、「被表彰者を選考するため教育委員会表彰選考委員会を置く」ということで、きょう、この後、選考委員会が予定されていると思います。これも今回、若干メンバーを変えておりまして、この選考委員会の委員長は教育委員会委員の代表者、それから、委員として学識経験者、教育部の部長初め関係課長というような形と、それから市立小中学校長の代表者という形で運営をしていきたいと考えております。

この規則については、平成27年4月1日から施行するというもので、今まで、規定として内部の申し合わせ事項みたいな形で決められていたものを、学識経験者や市立の小中学校長の代表者が入りますので、対外的に規則のほうで運用したほうが良いというような例規担当からの指導もありまして、規定から規則へ改めさせていただきました。

説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。

この表を見ると、教育委員は1人だけでいいのですか。

その予定でおります。

委員長1人ですか。

委員長がなくなりますので、どなたか1人代表者を決めていただいて運用していきたいと思っております。

補足させていただきます。今までの社会教育表彰と一番大きく変わ

委員長

金原委員

教育総務課長

横田委員

教育総務課長

教育部長

委員長

ったことは、第3章の第2項です。学校教育、これを加えたものです。要するに、学校の部活動などでいい成績を取った場合に、表彰してあげたいなという、そういったことが一番大きな改正点です。

学校では、スポーツ関係は中小体連のほうで表彰があります。

音楽関係などの芸術関係の表彰がないですね。

そうですね。中小体連のほうは全国規模の全校中学校体育連盟とか、そういうところの流れの中で行っているの、学校の部活動以外で頑張っている子がなかなか表彰されていないというのがあるのです。

それでは、お諮りいたします。

議案第14号 田原市教育委員会表彰規則制定について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

委員長

ご異議がないようですので、議案第14号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第15号 田原市社会教育表彰規程を廃止する訓令について議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第15号 田原市社会教育表彰規程を廃止する訓令について、これにつきましては先ほどの議案第14号で田原市教育委員会表彰規則が制定されましたので、廃止するものでございます。

委員長

説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。

ご質問がないようですので、お諮りをいたします。

議案第15号 田原市社会教育表彰規程を廃止する訓令について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議がないようですので、議案第15号につきましては、原案どおり可決いたしました。

委員長

次に、報告事項に入りたいと思います。

教育委員連絡報告事項について、土井委員、お願いします。

土井委員

3月に伊良湖岬中学校の卒業式に参加いたしました。生徒数が28人とすごく少なくてちょっとびっくりしました。少ないながらも在校生と卒業生と仲がすごくよかったです。もう在校生の子たちがすごく泣いている姿とか、やはり先輩たちと別れることがすごく寂しいというのを見たときに、何かそういう小規模な中学校だけれど、すごく温かみもあったし、先生たちもすごく感動されていたので、いい式に参加させていただいてよかったと思いました。

3月11日に福江中学校の立志歩行に午前中だけ参加いたしました。子供たちは日出の石門から蔵王山山頂までの30キロありますけれど、午前中歩くだけでも本当にしんどくて、とてもこれをずっと、この後どう続けられるのかなと思ったのですけれど、帰って来た娘の第一声

金原委員

は「疲れたけれどすごく楽しかった」という一声が聞けました。なかなかこういう経験はできないので、学校の行事で友達と一緒にできたという達成感が娘にとってすごくいいきっかけになって、気持ちが変わった感じが見えたので、私も少し参加できたこともすごくよかったですし、子供がこういう経験をできるということは、本当にこのまま続けていただけたらいいなと思いました。

委員長

私は野田中の卒業式に行かせてもらいました。野田中では対面式の卒業式で、前に卒業生、後ろに父兄・在校生、その真ん中でしゃべります。泣いている生徒もおり、来年は廃校になりますので、もっと泣く生徒がいるだろうなと感じました。ありがとうございました。

私は、2月23日に保育所運営委員会、子ども子育て会議に出席させていただきました。保育料の改定など、保育園関係で制度がいろいろ変わっていく問題が生じており、保育園経営も大変だなと感じました。

それから、2月26日の議会初日に傍聴をしました。市長の施政方針、教育長さんの教育方針についてしっかり聞いてきました。やはり傍聴席は一般の方が私を入れて2人、あと報道関係だけでした。それから、3月5日に赤羽根中学校の卒業式へ出席させていただきました。ただ、卒業していく子たちは私が若戸小学校で大分面倒を見た子たちがいて、大人になったなというような感じを受けました。

それから、きょうの午前中、東三河の委員長・教育長会議に参加させていただきました。

教育企画室長

それでは、次に、学校再編についてお願いします。

では、事前に配付してあります資料をごらんください。

変更点を説明させていただきます。2ページの3月18日に和地、堀切、伊良湖小学校の最後の統合準備委員会があります。今までの総括と、各部会からの報告、まとめを行いたいと思っております。その際には教育長さんも出席していただいて、ご挨拶をいただく予定です。

4ページの野田中学校では、3月6日に第6回統合準備委員会を行いました。通学体制、平成26年度1年間のまとめ、各検討会からの報告を行う予定です。

また、5ページ、3月1日に赤羽根中学校区の小学校と中学校の4PTA合同で小中学校の再編について、市政ほ～もん講座がありました。部長以下4人で参加者47名に対して学校全体配置計画の説明をしました。スクールバス、統合の進み方や学校再編の基準について質問があり、説明をして参りました。

学校再編については以上です。

委員長

何かご質問がありましたらお願いします。

委員長

ないようですので、次に、田原市議会第1回定例会一般質問について、お願いします。

教育部長

私から一般質問の教育関係の内容について、説明をいたします。

最初に、代表質問の2人目、彦坂久伸議員から市長、教育長の施政方針についての中から質問がありました。1点目が120人規模の学校再編、この基準がこれでいいのかどうかというような質問がありました。これに対しては、子供同士が学び合える数として1クラス最低20人が必要であろうということで、現段階ではこの基準が一番現実的だと答えております。

第2質問に関しては教育長が答えています。

次に、中高一貫教育を目指したらどうかとの質問に対しては、体配置計画の中で3高校、それから専門学校へも意見を伺っている。今後の中高一貫教育の問題も含めて研究していくとのことのお答えです。

それから、教育長に対して、2年間の総括質問がありました。これに関しては、教育長、2つ答えておまして、1つ目が教育委員会の制度改革で4月から新しい制度が始まり、首長と教育長の新たな関係が始まること。それから2つ目として、今まで進めてきた学校改革が一定のめどがついたこと、そして、昨年12月に学校全体配置計画を出し、ある程度ルールが敷かれたものと考えているというようなお答えをしております。これが彦坂議員に対する代表質問に対する答えでございます。

次に、個人質問の1人目、辻史子議員から「いじめ防止の取り組みについて」質問がありました。これに対しては、昨年9月にいじめ防止方針を策定し、学校・地域・関係機関と連携して、いじめをしない、させない、見逃さないための取り組みを行っているというお答えをしています。

次に、5人目、河邊正男議員の質問につきましては、「終戦70周年を期して平和宣言をすること、戦争遺跡の保存と活用について」の質問です。答えとしては、ことしの夏に終戦70周年を記念して、「渥美半島と戦争」という企画展を計画している。戦争意識については、例えば小中山町の陸軍技術本部伊良湖試験場を初めとして20カ所程度あり、文化財マップに紹介している。今後とも調査・研究を進めていく。また、平和への取り組みについては、以前から市民や子供たちに平和を訴えてきており、そういうことが宣言することよりも大切であるというような答えをしております。

7人目の大竹正章議員の「学校全体配置計画とその地域の将来について」という、そういう質問です。この答えとしては、学校再建は子供たちがさまざまな個性を持った多くの友達に囲まれる中で社会性や生きる力を育むことが大事です。再編統合してできる新しい学校を核として、新しい地域の文化や伝統をこれから築いていくことになることのお答えをいたしました。

以上が一般質問のご質問に対するお答えであります。

議会の一般質問について、ご質問等がありましたらお願いします。

委員長

スポーツ課長

では、次に田原市スポーツ振興計画について、お願いします。
スポーツ課から報告します。

田原市のスポーツ振興計画策定についてであります。今年中にスローガン「スポーツ大好き田原」を初めとして、おおむね骨子案までは早目につくりたいと思っています。

来年度のスケジュールをおおむね詰めて、これを市の政策会議にもかけていこうと進めていますので、教育委員会においても、ご承知おきください。

策定方針、骨子の構成、今後のスケジュール、検討組織ということまで案を示してあります。具体的には27年度に入って各種団体からのヒアリングを初めとして、計画策定委員会や庁内ワーキング会議を開催していく予定です。各種スポーツ団体などの関係者を含めて進めたいと思っています。

おおむね11月末ぐらいをめどに案をまとめて、12月、1月にはパブリックコメントという形で一般市民にもその案を示して、意見をもらいながら2月に最後の検討委員会を開いて、その検証をした上で決定していきたいと考えております。

委員長

ご質問がありますか。

私からお願いします。緊急課題対応プランが出されているので、そちらとの整合性も考慮してください。

スポーツ課長
教育部長

はい、整合性も考慮して進めていきます。

平成27年度には総合教育会議が開かれる予定です。その中では、市長と教育委員会の中で、まずは教育大綱をつくる。その中で前につくった教育振興基本計画の理念をどのようにしていくかを少し協議していただいて、理念とする。その下にスポーツ振興計画、後ほど説明する「まち×ほん」というような生涯読書振興計画、もう一つ考えているのが、生涯学習戦略プラン、これも来年度中には何とかしようというので、まず、教育大綱があり、その下に教育振興基本計画の一部を改正するような理念をつくり、その下にスポーツ振興計画と生涯読書計画と生涯学習戦略プランというのを来年度中には何とか間に合わせたいなと思っています。

委員長

言葉が変わらないように、計画がつながっていくように配慮してください。

教育部長
委員長
図書館長

継承して名称を変えていくということはありません。

では次に、田原市生涯読書振興計画についての報告をお願いします。
それでは、先ほどA3版の要約した資料をお配りしましたので、ごらんください。

今月末までに政策推進会議に諮りまして、その上で今月末から来月初めぐらいに正式なパブリックコメントではありませんけれども、図書館のホームページなどに掲載をして市民のご意見をいただき、また

5月の教育委員会で最終的に修正した案を図らせていただいて、ご決定いただくという形にしたいと考えております。

要点だけ説明させていただきます。2番目に計画の基本的な視点がございまして。この計画は平成22年度に策定されました第2次田原市子ども読書活動推進計画が本年度までの5カ年になっているわけですが、これを発展的に引き継いで、子供だけではなく全生涯にわたっての読書振興をしていく計画になっております。

(3)の下に表がありますがけれども、こちらのほう、貸出密度、実利用率、不読率を全体的指標としてとらえていきたいと考えております。

3番の計画の前提となる諸課題ですが、スイッチオンの中でも書かれている、基本的に同じ認識なのですが、学校図書館については人的配置、電算化が進んでおらず、授業支援が不十分である。中央図書館周辺とその他の地域では読書や図書館利用に各差がある。それから、読書弱者へのサービスが浸透していない。あとはデジタル化PRというような課題があります。

4番目に、これらを踏まえて重点的にこの5年間取り組む課題として、学校図書館支援センターなどの設置充実、渥美赤羽根両地域を地域の情報交流拠点として整備する。それから、最新の情報技術を活用して、読書や図書館利用に障害のある方たちが使いやすい読書環境を整備する。そして、電子書籍への対応、デジタル化など研究し、東三河レベルでの連携を視野に入れて推進し、PRすることになっております。

6番目で図書館の役割、目標及び管理運営のあり方については、図書館がこの計画については中心的な機関としてやっていきます。

計画期間は5カ年となっております。

図書館内に来年度から読書振興の担当を置き、進行管理にも努めたいと考えています。

説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いします。

赤羽根の図書館の利用率が低い印象があります。

赤羽根の図書館は、ほかの2館の比較でいうと確かに一番利用が少ないのですが、全国的な数字でいうと、要するに人口当たりの利用というのは実は全国平均より上です。やはりあの規模の図書館としてはそれなりに利用されています。

ただ、そうはいつでも、赤羽根に住んでいる方々が、特に中央図書館に来ているということもあります。来年度は、赤羽根文化会館の中に少しスペースを借りまして各学校図書館に資料を配送する物流の拠点を置き、その運営も赤羽根図書館のスタッフがやるという形で新しい機能を加えていこうと予定しております。

この素案については、今後何か検討していきますか。

委員長
金原委員
図書館長

委員長

図書館長	市民の皆さんや教育委員さんなどにも意見いただいて、また変わってくると思います。
委員長	緊急課題対応プランで、改革のスイッチをオンにということ意味はすぐよくわかります。 ここでは生涯読者のまちをつくりたいという大きい願いがあります。キャッチフレーズみたいな言葉があるといいかなと思います。 また、成熟世代についても、いい言葉があるといいと思います。
図書館長	この辺は先行している福祉の計画と用語を合わせてあります。 もっといい表現があればとも思います。
委員長	「育ち・学びの世代」、「働き・子育ての世代」、「成熟の世代」で、この「育ち・学びの世代」の年齢基準も学校教育と違っていますね。
図書館	おおむねでとらえています。読書の場合はすっきりわけられないので、はっきり定義するのを実はやめています。
委員長	このスイッチオンを見ていると、文化財や博物館の入館者数が少ないので、学校教育の中に計画学習を入れてはどうかと思います。 先日、赤羽根図書館へある学校の子供たちが観光バスで見学に来ました。市の方で3、4年生などが博物館や図書館の見学に行く計画学習をしていけば少しは入館者数が伸びるかなと考えていました。
学校教育課長	特に3、4年生だと「図書館へ行って楽しかった、お母さん、もう1回行こう」ということにつながってくるといいのかなと思います。 今の市のバスの状況で全校を回することは不可能です。ですから、年間を通して回るとすると、秋までかかって回ることになり、単元の流れにどうしても無理が生じて来るので、それぞれの学校に任せているという現状です。 もし、バスを借りて、計画的に実施すると。例えばスクールバス等の借り入れで以前から「学びバス」をつくりたいと思っているのですが、なかなかその辺は実現が難しい状況になっています。
委員長	それでは、次に、その他で何かありますか。
土井委員	3月5日に中山小学校の校区で不審者が出たというお母さんたちの声が届きました。どういう方法でメールなどの情報伝達がされていますか。
学校教育課長	不審者情報については、警察からのメールです。
土井委員	児童の保護者については、きずなネットでもメールが来て、学校では次の日には職員がついて一斉下校をしていました。 ただし、子供がいない校区の人の中には全く知らない人たちがいるらしくて、知らせる手段は全くないのかと聞かれました。確かにデリケートで慎重になる話なので、どうでしょうか。 もし、何かあったときに、私たち親ばかりが知っていても、周りの人たちが見ていてくれたら不審者を見つけることができたり、気にして見てもらうことができたということも考えられます。

学校教育課長

中山校区で不審者が出たのは今回初めてだったので、今後同じようなことがあった際、どう対処していくべきかと思いました。

基本的に被害に遭ったお子さんが学校に連絡すると、その情報が教育委員会に入ってきます。市としては、田原市内の保育園から小中学校、高校まで全てメール発信をして注意を喚起します。また、市民協働課や防災関係の市長部局にも連絡をとり、警察等に連絡をしてメール送信して、できるだけ情報を流していくようにしています。

それぞれの学校で起きたことをきちっと子供に伝えているかについては、それぞれの学校の状況によって違いが出てくるかと思いますが、我々としては不審者が出ていることを伝えて、どう対応するかということについて確認してくださいと学校等に連絡しています。不審者として情報発信していいか迷う事例も中にはあります。

委員長

ほかにご質問はありますか。

質問もないようですので、本日の議事等は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

以上で、田原市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時57分